

第二十五号議案

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例（昭和四十七年四月江戸川区条例
 第十七号）の一部を次のように改正する。
 別表中備考以外の部分を次のように改める。
 別表（第二条関係）

法第三十二条第一項 第一号に掲げる工作物											占用物件	単位	占用料		
地下に設ける変圧器	路上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱	第二種電柱	第一種電柱	一本につき一年	六、七五〇			
ト 占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年	長さ一メートルにつき一年						一三、九〇〇	一〇、三〇〇		四、四八〇	七、二四〇	九、九八〇	六〇〇	三、六一〇

法第三十二条第一項 第二号に掲げる物件												
外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・三メートル以上○・四メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上○・三メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・二メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上○・一五メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上○・一メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・四メートル未満のもの	その他のもの	広告塔	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年
					長さ一メートルにつき一年				占用面積一平方メートルにつき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	一、二、〇〇〇	
三、六一〇	二、五三〇	一、四四〇	一、〇八〇	七二〇	五四〇	三六〇	二五〇	一四〇	一、三〇〇	一八、〇〇〇	一、二、〇〇〇	

道路法施行令（昭和	標識	看板（アーチ式であるものを除く。）	商品置場その他これに類するもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	外径が一メートル以上のもの
占用面積一平方メートル	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一日					占用面積一平方メートルにつき一年			占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	
	九、六四〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇	一八〇	八、〇四〇	五、四一〇	九、〇二〇	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		一一、三〇〇	八、六八〇	七、二三〇

第25号議案

<p>令第七條第八号に掲げる施設</p>				<p>令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる</p>	<p>令第七條第四号に掲げる 同第五号に掲げる 工事用材料置場</p>			<p>令第七條第二号に掲げる工作物</p>	<p>二十七年政令第四百一十九号以下「七〇」に掲げる物件</p>				
<p>上空、トンネルの上又は高架道路の路面に架けるもの</p>					<p>詰所</p>	<p>危険防止施設</p>	<p>板囲い、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場</p>		<p>アーチ式工作物</p>	<p>旗ざお及び幕</p>			
<p>階段が四以上のもの</p>	<p>階段が三のもの</p>	<p>階段が二のもの</p>	<p>階段が一のもの</p>							<p>その他のもの</p>	<p>車道を横断するもの</p>	<p>その他のもの</p>	<p>設けるもの</p>
<p>ト 占用面積一平方メートルにつき一年</p>				<p>ト 占用面積一平方メートルにつき一年</p>	<p>ト 占用面積一平方メートルにつき一年</p>			<p>ト 占用面積一平方メートルにつき一年</p>	<p>ト 占用面積一平方メートルにつき一年</p>	<p>ト 占用面積一平方メートルにつき一年</p>	<p>ト 又は一本につき一日又は一本につき</p>		
<p>Aに〇・〇一二を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇一を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇八を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇六を乗じて得た額</p>	<p>一、三〇〇</p>	<p>一八、〇〇〇</p>	<p>五、〇〇〇</p>	<p>一五、四〇〇</p>	<p>一二、〇〇〇</p>	<p>九〇、二〇〇</p>	<p>一八〇、四〇〇</p>	<p>一八、〇〇〇</p>	<p>一八〇</p>	

<p>令第七條第十三号に掲げる施設</p>					<p>令第七條第十二号に掲げる器具</p>	<p>令第七條第九号に掲げる自動車場及び第十号に掲げる自動車駐車場</p>					
<p>その他のもの</p>	<p>上空、トンネルの上又は高速自動車専用道路（高架の路面の下に設けるもの）</p>				<p>原動機付自転車、他の自動車又は自転車の止め装置その他の自動車用設備</p>	<p>その他のもの</p>	<p>建築物</p>				<p>その他のもの</p>
	<p>階段が四以上のもの</p>	<p>階段が三のもの</p>	<p>階段が二のもの</p>	<p>階段が一のもの</p>			<p>階段が四以上のもの</p>	<p>階段が三のもの</p>	<p>階段が二のもの</p>	<p>階段が一のもの</p>	
<p>占用面積一平方メートルにつき一年</p>					<p>占用面積一平方メートルにつき一年</p>	<p>占用面積一平方メートルにつき一年</p>					
<p>Aに〇・〇二四を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇一二を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇一一を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇〇八を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇〇六を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇二四を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇〇六を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇一二を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇一一を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇〇八を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇〇六を乗じて得た額</p>	<p>Aに〇・〇二四を乗じて得た額</p>

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区「特別区道」道路占用料等徴収条例別表の規定は、施行日以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。

(説明)

占用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、特別区道の占用料を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。